

大阪市立加島小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「人権尊重の教育を基盤とし、確かな学力と豊かな人間性を持った子どもを育てる」を教育目標に「加島小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 児童朝会や学級活動を通して常時いじめに対する呼びかけを行い、いじめ防止委員会を中心に「しない、させない、許さない」をスローガンに啓発し続ける。
- ② いじめについての相談窓口は話のできる人すべてであることを認識させるとともに「いじめについて考える日」の設定、アンケートの実施、職員連絡会や学年会議で随時児童の情報交換を行い、問題発覚後は速やかにいじめ対策委員会に報告し対策を行う。
- ③ 学校便りや学年便りにおいて啓発を行うとともに、懇談会や家庭訪問などにより情報収集などの連携を密に行う。また、学期に1回の民生委員会を通して情報交換と支援の要請などを行っていく。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 教員全員が研究授業を行い、検討会を実施することにより個々の授業力の向上を目指す。
- ② 個に応じた少人数授業を工夫し、視聴覚機器を取り入れた ICT 授業に対する研究活動も進めていく。
- ③ 実習や実験観察、また出前授業などによる体験型学習の機会を増やし、内容を工夫することにより感性に直接届くような授業を展開していく。

- (2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）
- ① 児童会が中心となって学年の縦割り班活動や児童集会においてレクリエーション活動を行う。また、ファミリータイムと名付けた縦割りの交流会や学校オリエンテーションなどで上級生が下級生の面倒をみる自覚を促していく。
 - ② 町会別縦割り班においては集団下校においてのリーダーシップを高学年に託し、世話をする側、される側ともに自分の存在感を認識させていく。
 - ③ 委員会活動を充実させ快適な学校生活のための役割を自分が担っていることを体感させ、人の役に立つことへの喜びと自分の大切さを実感させる。
- (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成
- ① 道徳の授業の中でいじめを題材にした授業を行い、児童同士の討議の場を増やすことでお互いの意識を高めあうようにする。
 - ② 飼育栽培活動を活性化し、命の尊さと、自分の存在感を実体験させる。
 - ③ 警察機関や民間企業と連携し、情報モラルについての出前授業を行い、問題点や対処法など具体的な事例のもと学習していく。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 学級担任、学年でまず児童一人ひとりの情報を共有できるよう、情報交換の場を定期的に設定し、些細な情報であれ月 1 回のいじめ対策委員会に報告できる体制を整える。
- ② 連絡帳を使った保護者との連携を密にし、家庭での変化、学校での様子を学校と家庭の間で共有できるよう体制を整える。
- ③ スクールカウンセラーの存在を周知させ、保護者と協議のうえその児童に合った方法を模索しカウンセリングを進めていく。
- ④ いじめ防止委員会において児童へのいじめ防止に関する啓発、情報周知について検討企画し実践していく。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案発覚した場合速やかに管理職に報告。管理職は速やかにいじめ対策委員会を招集し、当事者の状況把握と対策を検討し、指導方針を決定する。
- ② いじめ対策委員会は教職員全員を招集し、事実関係と指導方針を伝達し、役割分担および情報管理の徹底を行う。

- ③ 管理職の判断により必要な場合、教育委員会、警察機関、子ども相談室への連絡を行い連携を図る。その際、家庭との協議を丁寧に行うこととする。
- ④ 管理職の判断により必要な場合、地域の児童主任委員に連絡を取り協力を要請する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①いじめ防止委員会

<構成> 安心・安全部、各学年生活指導担当

<活動内容> ・いじめ防止への広報活動の企画運営。

・児童会活動の企画運営を指導し、いじめの抑止活動を児童を使って行う。

・いじめに関する出前授業や教職員向けの校内研修会の企画。

<開催時期> 月1回 随時

②いじめ対策委員会

<構成> 校長、教頭、教務主任、安心・安全部長、同和教育主担、学年主任
特別支援教育主任

<活動内容> ・いじめ情報収集及び管理

・加害及び被害児童に対する指導、支援の方針決定。

・いじめ事象に対する外部機関との連携、保護者との対応。

<開催時期> 月1回（定例） 随時

年間計画

【調査等】

- ①児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回（7月・12月・3月）
- ②アンケート時にいじめありと回答した児童へ90日を目安とした解消の確認
年2回（10月・2月）
- ③教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査 随時

【研修会】

人権教育研修会 年1回

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①学校便り、学年便りにて取り組みや現状を伝え啓発活動を行う。
- ②定例の学校協議会で学校の現状を報告し、重大案件が発生した場合、臨時で協議会を招集し事実報告、対応策について協議を行う。
- ③加島・三津屋地域人権ネットワーク、加島地域民生委員会と連携するとともに必要に応じて、淀川区役所を軸に子ども相談センターや、子育て支援室にケース会議を要請する。

(3) 取組内容の検証

- ①実際に起きたいじめ件数の数と児童アンケートの集計結果や運営に関する計画の道徳教育の推進における指標結果を分析し、この1年間の取り組みを検証する。
- ②1年間の検証結果を踏まえ、学校評価最終反省時にいじめ基本方針の中身を検証しなおし、改正も視野に新たな取り組みを研究推進していく。

7. 重大事案への対処

- ①学校長は、重大事案に対処し、及び同種の事態の発生を防ぐため、速やかに、いじめ対策委員会を招集し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ②学校長は、重大事案の調査を行ったとき、当該調査に係わるいじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ③学校長は、重大事案の発生に関する報告を教育委員会、市長に報告し、教育委員会、市長による再調査の結果を踏まえて対策を講じる。

※ いじめ発見の際の流れ

